

四万十市中心市街地活性化協議会規約

(設 置)

第1条 中村商工会議所及びまちづくり四万十株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、四万十市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、まちづくり四万十株式会社内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により四万十市が作成しようとする基本的計画（以下「基本計画」という）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活 動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
 - (1) 四万十市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
 - (2) 四万十市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - (3) 四万十市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - (4) 四万十市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - (6) 協議会活動の情報発信
 - (7) その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- 2 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
 - (1) 市街地整備改善事業に関すること
 - (2) 都市福利施設整備事業に関すること
 - (3) 街なか居住促進事業に関すること
 - (4) 商業活性化事業に関すること
 - (5) (1) から (4) までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること

- 3 その他中心市街地の活性化に関すること
 - (1) 各種組織、団体との交流
 - (2) 関係情報の収集
 - (3) その他、目的達成のための必要な活動

(広告の方法)

第6条 協議会の活動について、広く四万十市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに中村商工会議所の会報に掲載することによりこれを行う。

(構成員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中村商工会議所
 - (2) まちづくり四万十株式会社
 - (3) 法第15条第4項、第7項、及び第8項に規定する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合において協議会は法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き申し出を拒むことができない。
 - 3 前項の申し出により、協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなったとき、又は協議会がなくなったと認めたときは、協議会を脱会するものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 運営委員 25名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、法第15条第1項に規定する者から総会において選任する。
 - 3 副会長及び監事は、総会において選任する。
 - 4 運営委員は、総会において選任する。

(職務)

第9条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときその職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(タウンマネージャー、アドバイザー)

第11条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知識を有するタウンマネージャー及びアドバイザーを配置することができる。

(会議)

第12条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 作業部会

(総会)

第13条 総会は年1回以上開催し、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員を持って構成する。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第14条 協議会の活動を円滑に推進するために運営委員会は、適時開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに事業報告について審議する。

- 2 運営委員会は会長、副会長、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は運営委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 運営委員会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は必要に応じて、会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、運営委員会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(作業部会)

第16条 作業部会は、総会の議決による事業計画等の活動を行う。また、運営委員会より付託された事項についての協議及び各専門委員会間の事業調整や連携を行い、運営委員会に報告する。

- 2 作業部会は、構成員の指名する者及び専門委員会の委員長をもって充てる。

- 3 作業部会には、作業部会委員の互選により、座長1名、副座長1名を置く。
- 4 作業部会は座長が招集し、座長が議長となる。
- 5 座長は必要に応じて、部会に関係者等の出席を求めることができる。

(専門委員会の設置)

第17条 協議会は、その目的の実現のために、作業部会の下に活動組織として、中心市街地の課題に応じた詳細な調査及び検討を行うための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第18条 協議会の事務局はまちづくり四万十株式会社におく。

- 2 事務局には、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局は、協議会活動の総合調整を行うため事務局会を組織する。
- 4 事務局会の組織運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第20条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、まちづくり四万十株式会社がこれを精算する。

附 則

- 1 本規約は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、総会の承認を得て、別に定める